

陳情第 1 1 3 号 自転車条例の制定について

1. 自転車の歩道通行に関するルールについて(道路交通法第 17 条、第 63 条の 4 ほか)

■ 道路交通法において、自転車は車道通行が原則であり、下記の場合については歩道を通行できると規定されている。

- ・ 道路標識等により歩道を通行することができるのとされているとき
- ・ 運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき
- ・ 安全を確保するため、やむを得ないと認められるとき

■ ただし、自転車が歩道を通行する際は徐行し、歩行者の通行の妨げになる場合は一時停止しなければならないとされている。なお、違反行為に対しては罰則がある。

2. 自転車の安全利用等に関する本市の取り組みについて

■ 安全・安心を実感できるまちの実現を目的とする「北九州市安全・安心条例」において、自転車の安全な利用の推進に関する規定を定め、様々な取り組みを実施している。

- ・ 自転車走行空間の整備 (H29 年度末整備延長 L=32.4km)
- ・ 歩行者優先の路面表示の設置
- ・ 自転車のルール・マナーに関する講習会や啓発活動 など

■ 違法駐輪に対しては、「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」にもとづき、対策を実施している。

- ・ 自転車駐車場の整備 (H30.1 月末現在:71 箇所)
- ・ 自転車放置禁止区域の指定 (" : 17 箇所)
- ・ 放置自転車の移動 (H29 年度は禁止区域で月 1~2 回実施し、1,577 台を移動)
- ・ 駐輪指導 など



自転車走行空間の設置



歩行者優先の路面表示



自転車講習会



放置自転車の移動